

# 株式交換に関する事後開示書類

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号  
及び会社法施行規則第190条に定める書面)

2021年10月1日

株式会社マツキヨココカラ&カンパニー

株式会社ココカラファイングループ

2021年10月1日

株式会社交換に関する事後開示事項  
(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号  
及び会社法施行規則第190条に定める書面)

千葉県松戸市新松戸東9番地1  
株式会社マツキヨココカラ&カンパニー  
代表取締役社長 松本 清雄

横浜市港北区新横浜三丁目17番6号  
株式会社ココカラファイングループ  
代表取締役社長 塚本 厚志

株式会社マツキヨココカラ&カンパニー（以下「マツキヨココカラ&カンパニー」といいます。）及び株式会社ココカラファイングループ（以下「ココカラファイングループ」といいます。）は、2021年2月26日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、マツキヨココカラ&カンパニーを株式交換完全親会社、ココカラファイングループを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2021年10月1日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

- (1) 会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過

ココカラファイングループは、会社法第785条第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定により、2021年7月12日付で、ココカラファイングループの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるマツキヨココカラ&カンパニーの商号及び住所を定款に則り電子公告にて公告いたしましたところ、会社法第785条第1項に基づく株式買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）及び第789条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第3号）

(1) 会社法第796条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 会社法第797条（株式買取請求）の規定による手続の経過

マツキヨココカラ&カンパニーは、会社法第797条第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定により、2021年7月12日付で、マツキヨココカラ&カンパニーの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるココカラファイングループの商号及び住所を定款に則り電子公告にて公告いたしましたが、会社法第797条第1項に基づく株式買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法第799条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第4号）

本株式交換によりマツキヨココカラ&カンパニーに移転したココカラファイングループの株式の数は24,032,526株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

(1) マツキヨココカラ&カンパニーは、会社法第795条第1項の規定により、2021年6月29

日開催の定時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

- (2) ココカラファイングループは、会社法第783条第1項の規定により、2021年6月29日開催の定時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) マツキヨココカラ&カンパニーは、本株式交換に際して、本株式交換によりマツキヨココカラ&カンパニーがココカラファイングループの発行済株式（但し、マツキヨココカラ&カンパニーが保有するココカラファイングループの株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のココカラファイングループの株主名簿に記載又は記録された株主（但し、マツキヨココカラ&カンパニーを除きます。）に対し、その所有するココカラファイングループの普通株式1株につきマツキヨココカラ&カンパニー普通株式1.70株の割合をもって割当交付いたしました。なお、マツキヨココカラ&カンパニーが割当交付した普通株式の合計は40,855,294株です。
- (4) ココカラファイングループの普通株式は、株式会社東京証券取引所において2021年9月29日付で上場廃止となりました。
- (5) 本株式交換により増加したマツキヨココカラ&カンパニーの資本金及び準備金の額は以下のとおりです。
  - ① 資本金の額 : 0円
  - ② 資本準備金の額 : 会社計算規則第39条に従ってマツキヨココカラ&カンパニーが別途定める額
  - ③ 利益準備金の額 : 0円
- (6) ココカラファイングループは、基準時の直前時にココカラファイングループが保有していた自己株式1,372,651株の全てを、基準時の直前時をもって消却しております。
- (7) 2021年6月29日に開催されたココカラファイングループの定時株主総会における本株式交換契約の承認を受け、ココカラファイングループが発行していた新株予約権の全ては、2021年6月30日をもって放棄されております。

以上